

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成23年12月 7日

島根労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称 高橋建設株式会社
 (法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 高橋完太
 住 所 〒699-3676 島根県益田市遠田町 3815-1
 電 話 番 号 0856-23-2344



一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条
 (第1項・第4項)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 108人
2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 平成23年11月30日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成23年12月 1日 ~ 平成27年 3月31日
5. 目標
 - ① 雇用環境の整備に関するものを定めている
 - ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている
 - ③ ①と②の両方を定めている
6. 一般事業主行動計画の公表の方法
 - ① インターネットの利用(自社のホームページ 両立支援のひろば その他)
 - ② その他の公表方法()
7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け
 - ② 書面による労働者への交付
 - ③ 電子メールによる送信
 - ④ その他の周知方法()
8. 次世代育成支援対策の内容(第三面に記載すること)
9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定(有・無・未定)



高橋建設株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員がさらなる働きやすい職場環境をつくることによって、全社員が各自の能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年12月 1日~平成27年 3月31日までの 3年4ヶ月
2. 内容

目標1: 子の看護休暇制度(子供一人当たり6日/年)の拡充を図る。

<対策>

- 平成23年12月~ 適時朝礼等で周知を行い、利用促進を図る。
- 平成24年 3月~ 利用状況の把握と制度の改正、朝礼、掲示板等により社員への周知徹底を図る。

目標2: 計画期間中に育児休業取得者を男性1名以上とする。

<対策>

- 平成23年12月~ 適時朝礼等で周知し、対象社員の把握を行い調査・検討を行う。
- 平成24年 3月~ 育児休業制度について、適時朝礼等で周知する。
- 平成25年 3月 取得状況の把握と再周知を行い、取得促進を図る。

目標3: 中学校・高等学校等、若年者に対する就業体験(インターンシップ等)の提供先の拡張と更なる充実を図る。

<対策>

- 平成24年 1月~ 過去の実施状況の確認と検討。
- 平成24年 2月~ 各学校からの要望を取り入れた計画、実施。
- 平成24年 4月~ 23年度に実施した就業体験の確認、再検討。